

大阪府監査委員告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年3月30日

大阪府監査委員 大西 寛文
同 山本 浩二
同 岸本 佳浩
同 森田 秀朗
同 土井 達也

委員意見に対する措置 (耐震化事業について)

監査対象機関名	大阪府住宅まちづくり部（公共建築室）	
監査実施年月日	委員 平成23年7月27日 事務局 平成23年6月16日から同年7月5日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>府では、府有建築物について耐震化事業を実施しており、平成27年度までの耐震化率の目標達成に向け、公共建築室において進捗管理を実施している。</p> <p>しかし、進捗管理を行うに当たり、過去の予算措置と実績額の乖離状況の把握・分析は行っていない。</p> <p>耐震化事業は人命に関わる重要な事業であり、東日本大震災の発生に伴い、種々の課題が生じているが、最低限、少しでも早く耐震化を進めることが必要である。</p> <p>そのためには、府有建築物耐震性能向上事業推進会議等を通じて関係部局との連携を図り、例えば、耐震化事業から生じた入札差金等の同事業への再投入等、効果的な方策を検討する必要がある。</p> <p>また、現在の耐震化の進捗状況については、府のウェブページ</p>	<p>(府有建築物の固有リスクの表示) 平成25年3月25日付け住総第2114号で措置報告済み</p> <p>(耐震予算の効率的な執行) 毎年度、耐震化事業に係る予算額と実績額の報告を各施設所管課から受けて集計する体制を構築し、耐震化に係る財源の見通しを確認するとともに、年2回開催する府有建築物耐震性能向上事業推進会議において、耐震化を進めるよう各施設所管課に働きかけるなど、耐震対策を推進している。</p> <p>具体的な事業着手については、新・耐震化実施方針における事業計画に基づき、各施設所管課において予算措置され、耐震化等を実施している。</p>

で公表しているものの、対象となる府有建築物自体には、耐震性能に関するプレートの貼付等、建物固有のリスク表示がない。

利用者にとって、利用する建築物が耐震化性能を有しているのか否かは重要な情報であり、そのリスク表示の手法についても検討が必要である。

耐震化計画の平成27年度までの確実な達成と早期化のために、全庁的な視点で、耐震化事業について最適な予算措置及び技術的支援が講じられるよう、過去の実績等を生かしたより積極的な進捗管理を実施されるとともに、建築物自体に対する耐震性能に関するリスク表示の手法を検討し、実施されたい。

(耐震化率の進捗管理)

平成27年度までに耐震化率90%以上の目標は、平成28年3月31日時点で、85.9%（前年度から+1ポイント）となった。

今後は、平成32年度までに95%以上の目標を新たに設定し、府有建築物の耐震化を推進することとしている。